



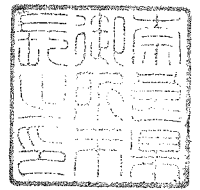
御所市告示第60号

令和7年度御所市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成16年御所市条例第25号）第10条第1項の規定により、令和7年度における一般廃棄物処理の実施計画を次のように定め、これを告示する。

令和7年4月1日

御所市長 山田 秀士



記

- 1 令和7年度 御所市ごみ処理実施計画
- 2 令和7年度 御所市生活排水処理実施計画

御 所 市 ご み 処 理 実 施 計 画

令和 7 年 4 月
奈良県御所市

令和7年度 御所市ごみ処理実施計画

1 実施計画の範囲

対象区域は、本市の全域とする。

計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

2 ごみの発生量

			令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度
			実績	計画	推計	計画	計画
家庭系	可燃ごみ	収集	4, 253	4, 167	4, 829	4, 034	4, 024
		持込	426	463	490	448	447
	粗大ごみ		238	206	279	203	201
	不燃ごみ	缶・ペット・金属	207	189	214	187	185
		びん	129	137	128	135	134
		有害	7	5	13	5	5
		その他	63	131	76	142	153
	資源ごみ	集団回収	335	488	292	486	485
事業系	可燃ごみ	2, 389	2, 332	2, 443	2, 325	2, 325	
	ヘップ屑	54	47	51	47	47	
収集及び搬入量計			8, 101	8, 165	8, 815	8, 012	8, 006

(単位：t)

3 ごみの排出量及び処理量

	令和5年度		令和6年度		令和7年度
	実績	計画	推計	計画	計画
焼却対象ごみ	7,707	7,030	7,762	6,874	6,863
焼却灰等	770	984	776	962	961
陶器ガラス屑	148	104	162	103	102
電池・蛍光灯等	5	5	13	5	5
資源選別	340	284	301	291	298
集団回収資源	335	488	292	486	485
ヘップ屑	31	31	51	31	31

(単位：t)

【凡例】

実績：令和4年度に環境省が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づく。

計画：令和4年3月に御所市が策定した「御所市ごみ処理基本計画」に基づく。

推計：令和6年4月から12月末までの9か月分の実績値から推計した値に基づく。

4 ごみの処理計画

(1) 収集運搬

ア ごみの収集運搬

次の区分のとおり、ごみ・資源物を収集する。

ごみの区分は、令和4年作成「簡単ごみの出し方(保存版)」による。

区分	種類	収集頻度	収集方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	直営又は委託による
	缶・ペットボトル	月2回	戸別収集
	金属・小型廃家電	月1回	直営による 戸別収集
	びん類	月1回	
	陶器・ガラス	2か月に1回程度	
	有害ごみ	年3回程度	
	粗大ごみ	月1回	直営による リクエスト収集
資源ごみ	古紙・古着など	随時	自治会等による 拠点収集
事業系ごみ	一般廃棄物	随時	許可業者による 戸別収集

イ リクエスト収集

粗大ごみは、1世帯あたり月1回5点を限度に予約を受け付け、戸別収集を実施する。

ウ ふれあい収集

後期高齢者、要介護者、要支援者、障害者等の世帯で自らごみを集積場所に持ち出すことが困難であり、かつ、身近な人の協力を得られない人を対象として、戸別訪問によるごみ収集を行う。また、収集時に声かけ等による安否確認を行い、在宅福祉の向上を図り、利用者の社会的孤立を防止する。ただし、屋内に立ち入ってのリクエスト収集を実施する場合や、対象世帯員の親族等(1親等)が市内に居住していないなどの条件を設ける。

エ 動物の死体

御所市クリーンセンターへ自ら直接搬入する。

御所市斎場条例に基づき火葬する愛玩動物(ペット)は、御所市斎場かもきみの杜の定めるところによる。

(2) 中間処理

指定ごみ袋により排出された市内の家庭系可燃ごみ及び事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した事業系ごみは、やまと広域環境衛生事務組合が設置する処理施設（やまとクリーンパーク）において中間処理する。

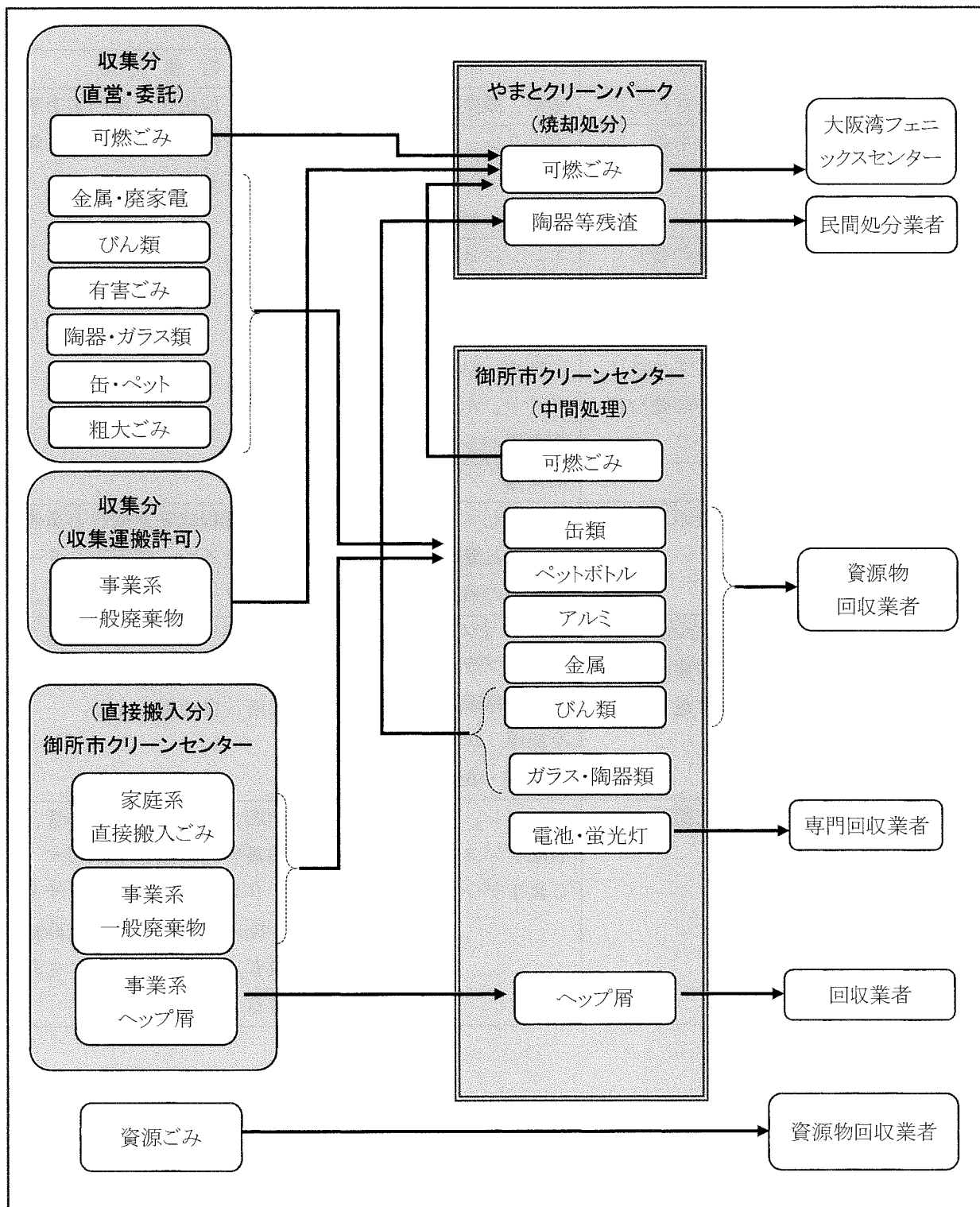
その他集団回収による資源物を除き、御所市が設置する処理施設（御所市クリーンセンター）を中継して、全てのごみを可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ等の区分に分別し、やまとクリーンパーク、委託業者等において中間処理する。

地場産業のヘップ屑などの産業廃棄物は、御所市クリーンセンターで受け入れ、分別作業後に民間処理業者へ処理を委託する。

(3) 最終処分

やまとクリーンパークで焼却処分した焼却灰及びばいじんは大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）へ、陶器等残渣は民間処分業者へ処理を委託する。

※収集ごみ及び搬入ごみの流れ



(4) 市で収集運搬及び処理しない一般廃棄物

区 分	品 目	処 理 方 法
有害性物質を含むもの	毒物、劇薬、農薬等	販売店、取扱店、専門業者等に廃棄、回収、リサイクル等を依頼する。
危険性のあるもの	ガソリン、灯油、塗料、シンナー、ガスボンベ等	
容積又は重量の著しく大きいもの	エンジン式草刈機、農機具、ボイラー、ドラム缶、ピアノ等	
自動車リサイクル法に基づく処理が必要な自動車部品	自動車、自動二輪車、タイヤ、ホイール、車両用バッテリー等	
消火器	消火器	
一時的な多量のごみ	引っ越し・片付けごみ、遺品整理、空き家の残置ごみ等	一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、御所市クリーンセンターに直接搬入する。
家電リサイクル法に基づく処理が必要な特定リサイクル家電	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、家庭用冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	小売店等へ回収を依頼する。自ら又は市に依頼し、指定引取場所へ自己搬入する。
指定再資源化製品	パソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ	販売店、取扱店、製造業者、専門業者等に回収を依頼する。リネットジャパンリサイクル株式会社（市の協定締結事業者）の回収サービスを利用する。

(5) 処理施設

ア 中間処理施設（焼却施設）：可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ

設置主体	やまと広域環境衛生事務組合
名 称	やまとクリーンパーク
所 在 地	御所市大字栗阪 2 9 3 番地
処理方式	連続運転式焼却炉
処理能力	120t×24h (60t/24h×2 炉)
排出量（見込）	可燃ごみ 10,000t/年 粗大ごみ（残渣） 190t/年 合計 10,190t/年

イ 中間処理施設（リサイクル施設）：粗大ごみ、不燃ごみ

設置主体	やまと広域環境衛生事務組合
名 称	やまとクリーンパーク
所 在 地	御所市大字栗阪 2 9 3 番地
処理方式	破碎・選別方式
処理能力	11t×5h (粗大ごみ 6t/5h、不燃ごみ 5t/5h)
排出量（見込）	粗大ごみ 230t/年 不燃ごみ 180t/年 合計 410t/年

ウ 中間処理施設（中継施設）：可燃ごみ、缶類・ペットボトル、
金属・小型廃家電、びん類、陶器・ガラス類、有害ごみ、粗大ごみ

設置主体	御所市
名 称	御所市クリーンセンター
所 在 地	御所市大字栗阪 2 9 3 番地
処理方式	破碎・選別方式
処理能力	10t/日
排出量（見込）	粗大ごみ 230t/年 不燃ごみ 180t/年 合計 410t/年

エ 中間処理施設：スプレー缶（※御所市クリーンセンターで処理できないもの）

設置主体	委託業者
名 称	株式会社 ダイカン
処理方式	窒素パッケージ式破碎機
処理能力	4.5t/年
排出量（見込）	1t/年

オ 中間処理施設：蛍光灯

設置主体	委託業者
名 称	野村興産 株式会社
処理方式	破碎選別
排出量（見込）	2t/年

カ 中間処理施設：乾電池

設置主体	委託業者
名 称	野村興産 株式会社
処理方式	焙焼
排出量（見込）	10t/年

キ 最終処分施設：焼却灰・ばいじん（※やまとクリーンパークから排出）

設置主体	大阪湾広域環境整備センター
名 称	神戸沖処分場・大阪沖処分場（大阪湾フェニックスセンター）
処理方式	海面埋立処分
処理能力	埋立地面積 神戸沖処分場 880,000 m ² 大阪沖処分場 950,000 m ²
排出量（見込）	984t/年

ク 最終処分施設：陶器等残渣（※やまとクリーンパークから排出）

設置主体	委託業者
名 称	株式会社 南都興産 重阪処分場
所 在 地	御所市大字重阪329番地
処理方式	一般廃棄物管理型埋立処分
処理能力	埋立容量 2,697,524 m ³
排出量（見込）	150t/年

(6) 一般廃棄物収集運搬業者

ア 家庭系可燃ごみ収集運搬委託業者

事業者名	営業所の所在地
有限会社 環境処理センター	御所市大字三室607番地の1

イ 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	営業所の所在地
有限会社 アサヒ開発	御所市大字元町315番地
阿倍野興業	葛城市脇田117番地1
エス・イー・イー 株式会社	御所市大字柏原413番地
株式会社 エム・エンタープライズ	大和高田市市場159番地の13
共和清掃	御所市大字東松本268番地
大和興産	御所市大字戸毛917番地
坂本清掃	御所市大字室215番地の1
株式会社 新和環境	御所市145番地の2
株式会社 アーケック	大和高田市出169番地の1
有限会社 當麻環境	葛城市長尾96番地
トーホークリーン	御所市大字元町202番地の5
中山清掃	御所市大字戸毛847番地の1
八百八	御所市大字小林263番地の1
松田清掃	御所市大字戸毛873番地の3
南大和環境 株式会社	御所市大字室54番地の2の1
山本商事 株式会社	御所市大字城山台587番地の3
株式会社 川勝興産	御所市大字古瀬62番地の2
小松商事	御所市大字櫛羅225番地の4
有限会社 シーイーエヌ	御所市大字三室1番地の1
奈良マテリアル 株式会社	御所市大字城山台90番地の20
株式会社 湯浅	御所市大字茅原20番地の4
株式会社 サクラモト	御所市大字三室610番地の1
奈良総合リサイクルセンター 株式会社	御所市大字城山台166番地の30
奈良電力 株式会社	御所市大字城山台587番地の3
株式会社 如水	御所市大字古瀬179番地の10

(7) その他

最終処分に関する一般廃棄物の市外搬入について

民間事業者が市内に設置する一般廃棄物の最終処分場において、市外の自治体から一般廃棄物が搬入され、埋立処分されている。

この場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定により、排出元自治体との一般廃棄物処理計画と調和を保ち、同法施行令第4条第1項第9号イの規定による通知を受けるものとする。

同通知に基づく令和7年度の市外からの搬入処分量は、5,500t/年の見込みである。

※民間設置者による一般廃棄物最終処分場の設置状況

設 置 者	株式会社 南都興産
名 称	重阪処分場
施 設 所 在 地	御所市大字重阪329番地
処 理 す る 廃 棄 物	燃え殻 汚泥（ただし、浄化槽及びし尿処理施設から生ずる汚泥を除く。） 不燃物
許 可 (変 更) 年 月 日	平成29年10月20日
処 理 能 力	面積 127,971 m ² 埋立容量 2,697.524 m ³

※中間処理に関する一般廃棄物の市外搬入について

市内に設置する一般廃棄物の中間処理施設においては、やまとクリーンパークにおいて広域で共同処理するものを除き、市外からの一般廃棄物の搬入を受け入れない。

ただし、災害等の非常時において、御所市が締結している災害廃棄物の処理に関する応援協定に基づき、御所市クリーンセンター又はやまとクリーンパークに搬入する場合は、この限りでない。

御所市営墓地 施設まとめ

分類	区画数もしくは 収容数	備考
一般墓	1,524	合葬墓希望 52 件
無縁塚	500 体	骨壺のままもしくは遺骨を取り出して埋葬する。 ほかの遺骨と一緒に埋葬する。
無縁遺骨安置所	480 体	スチールラックに骨壺を保管する。
個別合葬墓	280 体	骨壺が1つ入る程度のロッカーに個別に骨壺に 入れた状態で埋葬する。
合同合葬墓	700 体	骨壺のままもしくは遺骨を取り出して埋葬する。 ほかの遺骨と一緒に埋葬する。
銘板札	972 枚	銘板1つあたり 243 枚×4=972 枚

一般墓について

令和3年11月に管理者にアンケート調査を実施する。

《アンケート結果》

送付数 1,012 件、回答数 620 件、返戻数 170 件、未回答数 222 件、回答率 61.3%

《一般墓の管理状況等》

無縁墳墓 170 件

官報掲載中 5 件

看板設置反応待ち 76 件

管理者等調査中 52 件

御 所 市
生 活 排 水 処 理 実 施 計 画

令和7年4月

奈良県御所市

目 次

1. 目的	
2. 計画地域	
3. 計画期間	
4. 収集・運搬計画	
(1) 収集・運搬方法	
1) し尿	
2) 浄化槽汚泥	
3) 公共下水道整備地区における生活排水	
(2) 年間収集運搬量	
(3) 許可業者	
5. 中間処理計画	2
(1) し尿・浄化槽汚泥	2
(2) 下水道	2
6. 最終処分計画	3
7. 普及啓発等	3

令和7年度 御所市生活排水処理実施計画

1. 目的

本計画は、環境衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、御所市の令和7年度における生活排水（一般廃棄物）の適正な処理について、必要な事項を定めるものである。

2. 計画地域

面積		人口		世帯数	
全域	計画処理区域	全域	計画処理区域	全域	計画処理区域
60.58km ²	60.58km ²	23,032人	23,032人	11,902世帯	11,902世帯

人口・世帯数(外国人登録人口を含む)は令和7年3月1日時点

3. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬方法

1) し尿

し尿の収集・運搬については、市内全域を対象とし、許可業者により、通常毎月1回行うものとします。

2) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集・運搬については、市内全域を対象とし、許可業者により、年1回以上行うものとします。

3) 公共下水道整備地区における生活排水

公共下水道整備地区における生活排水については、公共下水道による排水とします。

(2) 年間収集運搬量

種類	収集運搬量	合計収集運搬量
し尿	4,236.41kl	12,474.20kl
浄化槽汚泥	8,237.79kl	

数値は令和6年1月～12月実績値

(3) 許可業者

許可業者名	許可期間	所在地
有限会社環境処理センター	令和7年4月1日～令和9年3月31日	御所市三室607番地の1

5. 中間処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥は、奈良県葛城地区清掃事務組合のアクアセンターで処理されます。

項 目	概 要
所 在 地	奈良県御所市大字僧堂333番地
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理+資源化設備+残渣処理設備
処 理 能 力	240kl/日(し尿106kl/日、浄化槽汚泥134kl/日)
主処理設備	第1反応槽(窒素除去)+生物膜分離装置
高度処理設備	凝集膜分離装置+濃縮設備+晶析設備+活性炭吸着塔
資源化設備	汚泥脱水機+汚泥乾燥機+発酵装置
脱 臭 設 備	酸アルカリ洗浄塔+活性炭吸着塔
残渣処理設備	焼却炉+集塵機
放 流 先	深谷川

(2) 下水道

本市で発生する下水は、奈良県第二浄化センターで処理されます。

項 目	概 要
処 理 区 名	大和川上流・宇陀川流域下水道第二処理区
処 理 場 名	第二浄化センター
所 在 地	奈良県北葛城郡広陵町萱野460
放流先河川	曾我川
事業着手年度	昭和53年度
供 用 開 始	昭和59年4月
行 政 区 域	11市町村 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、 上牧町、王寺町、広陵町、河合町
計画処理区面積	16,793ha
計 画 人 口	43万人
計画汚水量	23万m ³ /日
処 理 方 法	標準活性汚泥法(嫌気無酸素好気法(A2O法))
処 理 方 法 (汚 泥 処 理)	濃縮—脱水—セメント資源化
幹 線 管 渠	71.7km

6. 最終処分計画

アクアセンターで発生する汚泥については、今後も引き続き、一部資源化するとともに施設内に設置してある焼却炉で焼却し、焼却灰及び飛灰を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分します。

7. 普及啓発等

(1) 住民に対する広報・啓発活動

本市における住民及び事業者などに対して、公共水域に汚濁防止等の観点から生活排水対策の必要性や浄化管理の重要性について、周知徹底を図る広報・啓発活動を推進していくものとします。

同時に、本市における下水道整備済みの地域においては、速やかな接続を積極的に呼びかけていくものとします。また、下水道整備区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽の設置を呼び掛けていくものとします。

(2) 合併処理浄化槽設置整備費の補助

下水道整備計画区域外及び下水道整備計画区域内でも整備が遅くなる区域において、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に、一定の条件の基、設置整備費の一部を補助します。

(3) 地域に関する諸計画との関係

奈良県では、大和川水質改善事業を実施しています。これは、大和川支川の水質汚濁が著しい地点の水質改善を図るため、大和川流域に水質測定地点を追加し、市町村ごとの水質汚濁状況及び汚濁原因等のための調査の充実を図る事業です。本市を流れる葛城川、曾我川も大和川に注いでおり、水質を向上させる必要があります。

御所市第6次総合計画にあるように、本市では、川や池などの水環境に関して生活排水対策や河川の美化を進めています。本市を流れる葛城川、柳田川といった河川の水環境の保全に努めます。



御所市告示第61号
令和7年4月1日

地方自治法施行令〔昭和22年政令第16号〕第158条および御所市会計規則〔昭和45年御所市規則第7号〕第17条の規定に基づき、下記の契約を締結したので、告示する。

御所市長 山田 秀士



記

件 名：公金収入事務委託契約

内 容：御所市デマンドタクシー利用料金の収納金の収納の事務

期 間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

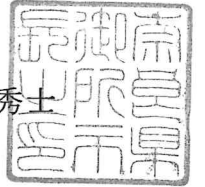
受託者：奈良県御所市170番地
サワタクシー株式会社
（代表者：代表取締役 澤 利治）



御所市告示第62号
令和7年4月1日

地方自治法施行令〔昭和22年政令第16号〕第158条および御所市会計規則〔昭和45年御所市規則第7号〕第17条の規定に基づき、下記の契約を締結したので、告示する。

御所市長 山田 秀士



記

件 名：公金収入事務委託契約

内 容：御所市デマンドタクシー利用料金の収納金の収納の事務

期 間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

受託者：奈良県御所市170番地
株式会社サンキュータクシー
(代表者：代表取締役 小西 啓介)



御所市告示第 6 3 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法施行令〔昭和 22 年政令第 16 号〕第 158 条および御所市会計規則〔昭和 45 年御所市規則第 7 号〕第 17 条の規定に基づき、下記の契約を締結したので、告示する。

御所市長 山田



記

件 名：公金収入事務委託契約

内 容：御所市コミュニティバス利用料金の収納金の収納の事務

期 間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

受託者：奈良市大宮町 1 丁目 1 番 2 5 号
奈良交通株式会社
（代表者：取締役社長 田中 耕造）



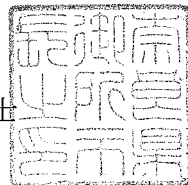
御所市告示第64号

指定納付受託者の指定について

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定する。

令和7年4月1日

御所市長 山田 秀士



1. 指定納付受託者の名称

(1) 株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

(2) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山5丁目1番22号

(3) 南都ディーシーカード株式会社

奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7

(4) 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン 13F

(5) PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

(6) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

(7) 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

(8) 株式会社近鉄百貨店

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

ふるさとごせ応援寄附金

3. 指定期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日



御所市告示第65号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法第243条の2第1項規定により指定公金事務取扱者を次のとおり指定する。

令和7年4月1日

御所市長 山田 秀士



1. 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

(2) 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F

(3) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

(4) 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階

2. 指定公金事務取扱者に納付させる歳入

ふるさとごせ応援寄附金

3. 指定期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日



御所市告示第 6 6 号

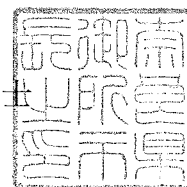
収納事務委託事業者の指定について

地方自治法施行令第 1 7 3 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定により

収納事務委託事業者を次のとおり指定する。

令和 7 年 4 月 1 日

御所市長 山 田 秀 士



1, 収納事務委託事業者の名称及び所在地

株式会社寺岡精工

東京都大田区久が原 5 - 1 3 - 1 2

2, 指定納付受託者に納付させる歳入

証明書等発行手数料

3, 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日



御所市告示第 6 7 号

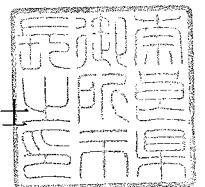
指定納付受託者の指定について

地方自治法第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定する。

令和 7 年 4 月 1 日

御所市長

山 田 秀 士



1. 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社寺岡精工

東京都大田区久が原 5 - 1 3 - 1 2

2. 指定納付受託者に納付させる歳入

証明書等発行手数料

3. 委託の期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

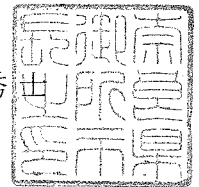
公 告

御所市公告 第 3 1 号

定期予防接種を予防接種法施行令第6条の規定により、下記のとおり実施します。

令和 7年 4月 1日

御所市長 山田 秀



記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 予防接種名 | BCG、急性灰白髄炎、ジフテリア、破傷風、百日咳、
ロタウイルス、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、
B 型肝炎、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウ
イルス感染症、水痘、高齢者の肺炎球菌感染症、高齢者帯
状疱疹 |
| 2. 予防接種の対象者 | 別紙のとおり |
| 3. 予防接種実施場所 | 指定医療機関 |
| 4. 予防接種実施期間 | 令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日まで
※高齢者带状疱疹においては、
令和 7年 4月21日～令和 8年 3月31日まで |

令和7年度 予防接種対象者

予防接種名	対 象 者
B C G	生後 1 2 か月未満
ロタウイルス	1 価 生後 6 週～ 2 4 週 5 価 生後 6 週～ 3 2 週
B 型肝炎	生後 2 か月 ～ 1 2 か月未満
5 種混合 (急性灰白髄炎、ジフテリア、破傷風、百日咳、Hib)	生後 2 か月 ～ 9 0 か月未満
4 種混合 (急性灰白髄炎、ジフテリア、破傷風、百日咳)	生後 2 か月 ～ 9 0 か月未満
3 種混合 (ジフテリア、破傷風、百日咳)	生後 2 か月 ～ 9 0 か月未満
ポリオ (急性灰白髄炎)	生後 2 か月 ～ 9 0 か月未満
Hib 感染症	生後 2 か月 ～ 6 0 か月未満
小児の肺炎球菌感染症	生後 2 か月 ～ 6 0 か月未満
水痘	生後 1 2 か月 ～ 3 6 か月未満
麻しん風しん 第 1 期	・ 生後 1 2 か月 ～ 2 4 か月未満 ・ 令和 6 年度内に生後 2 4 か月に達する、または達した者であって、麻しん・風しんワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
麻しん風しん 第 2 期	・ 幼稚園・保育所年長児：平成 3 1 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれ ・ 令和 6 年度における第 2 期の対象者（平成 3 0 年 4 月 2 日～平成 3 1 年 4 月 1 日生まれ）であって、麻しん・風しんワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
風しん 第 5 期	昭和 3 7 年 4 月 2 日～昭和 5 4 年 4 月 1 日生まれの男性であって、令和 6 年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体価が不十分な人
2 種混合 (ジフテリア、破傷風)	1 1 歳 ～ 1 3 歳未満
日本脳炎第 1 期	生後 6 か月 ～ 9 0 か月未満
日本脳炎第 2 期	9 歳 ～ 1 3 歳未満
日本脳炎特例	平成 1 5 年 4 月 2 日生～平成 1 9 年 4 月 1 日生まれの人で 2 0 歳未満にある人
ヒトパピローマウイルス感染症	小学 6 年生 ～ 高校 1 年生相当の女子
ヒトパピローマウイルス感染症 キャッチアップ接種	平成 9 年 4 月 2 日～平成 2 1 年 4 月 1 日生まれの女子のうち、令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日にヒトパピローマウイルス感染症ワクチンを 1 回以上接種している人
高齢者の肺炎球菌感染症	6 5 歳の人
高齢者帯状疱疹	令和 7 年度中に、6 5、7 0、7 5、8 0、8 5、9 0、9 5 歳および 1 0 0 歳以上になる人

個別予防接種医療機関一覧表

令和7年4月1日現在

医療機関名	B 型 肝 炎	H i b 感 染 症	ロ タ ウ イ ル ス	小 児 の 肺 炎 球 菌 感 染 症	5 種 混 合	B C G	M R 1 期 2 期	水 痘	日 本 脳 炎	2 種 混 合	4 種 混 合	ヒ ト パ ピ ロ マ ウ イ ル ス 感 染 症	高 齢 者 の 肺 炎 球 菌 感 染 症	高 齢 者 帯 状 疱 疹		風 し ん 5 期	備 考
														生	組 換 え		
秋津鴻池 病院													○		○	○	予約 必要
上島医院								○	○			○	○	○	○	○	予約 必要
(医) 榎本医院		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	予約 必要
勝山診療所	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	予約 必要
勝山内科 医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	予約 必要
清保医院									小学生 のみ	○			○			○	予約 必要
済生会御所 病院												○	○	○	○	○	予約 必要
沢田医院	○	○	○ 要予約	○	○ 要予約		○	○	○	○	○	○ 要予約	○	○ 要予約	○ 要予約	○	予約 不要
神宝医院		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	予約 必要
田仲医院								○					○	○	○	○	予約 必要
(医) 七浦医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	予約 必要
西川医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	予約 必要
堀江医院							2期 のみ	○	○	○		○	○	○		○	予約 必要
松村医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	予約 必要
森岡医院	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	予約 必要
(医) 山下医院							○	○	○	○		○	○	○	○	○	予約 必要
吉川診療所	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	予約 必要
吉村診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	予約 必要

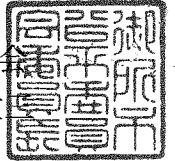


御所市公平委員会規則第 1 号

御所市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

御所市公平委員会
委員長 田仲敦



御所市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

御所市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年御所市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長部局の項中「、次長」及び「、室長補佐」を削り、「財政課財政係長」を「行革財政課行革財政係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

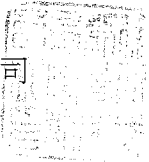


御所市教育委員会規則第 2 号

御所市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



御所市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
御所市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成 2 0 年御所市教育委員会規則
第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育総務課の項の次に次のように加える。

新しい学校づくり推進課 新しい学校づくり推進係

第 2 条の表文化財課の項中「文化財係」の次に「、歴史資産整備係」を加える。

第 3 条の表学校規模適正化推進係の項を削る。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「又は室長」を「を、室に室長を」に改め、「指導主事を」の次に
「、室に主幹及び指導主事を」を加え、同条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条の表に次のように加える。

市民運動公園

市民運動公園の管理運営に関すること。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（新しい学校づくり推進課の事務分掌）

第 4 条 新しい学校づくり推進課の事務分掌は、次のとおりとする。

新しい学校づくり推進係

（1） 新しい学校（再編後の市立義務教育学校をいう。以下同じ。）の教育課程に
関すること。

（2） 新しい学校の施設、設備計画及び整備に関すること。

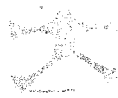
（3） 新しい学校の総務（学校運営、通学、PTA関係等）に関すること。

（4） 新しい学校の設置に係る補助金、助成金等の交付申請及び寄附採納に関する
こと。

（5） その他新しい学校の設置に係る連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



御所市規則第18号

御所市立保育所及び幼稚園における給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

御所市長 山 田 秀 士



御所市立保育所及び幼稚園における給食費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

御所市立保育所及び幼稚園における給食費の徴収に関する規則(令和元年御所市規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年度」の次に「及び令和7年度」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

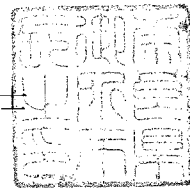


御所市告示第69号

御所市行政改革推進委員会設置要綱の一部を改正する等の告示を次のように定める。

令和7年4月1日

御所市長 山 田 秀 士



御所市行政改革推進委員会設置要綱の一部を改正する等の告示

(御所市行政改革推進委員会設置要綱の一部改正)

第1条 御所市行政改革推進委員会設置要綱（平成9年御所市告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「行政改革」を「行財政改革」に改める。

第1条中「市政」の次に「及び財政健全化」を加え、「行政改革」を「行財政改革」に改める。

第2条中「御所市」を「本市」に、「行政改革」を「行財政改革」に改める。

第8条の見出しを「（その他）」に改める。

(御所市行政改革推進本部設置要綱の廃止)

第2条 御所市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年御所市告示第11号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

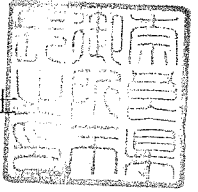


御所市告示第70号

御所市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和7年4月1日

御所市長 山田 秀士



御所市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する
告示

御所市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱(令和元年御所市告示第
55号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年度」の次に「及び令和7年度」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。



御所市教育委員会訓令第1号

御所市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



御所市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令
御所市教育委員会事務局事務処理規程（平成20年御所市教育委員会訓令第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条」を「第13条」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を削り、第12条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（代理決裁）

第15条 教育長又は専決者が不在のときは、次の表に掲げる第1順位の者が代理決裁（以下「代決」という。）することができる。この場合において、第1順位の者が不在のとき又はこれらの職が置かれていないときは、同表の第2順位の者が代決することができる。

決裁者	第1順位	第2順位
教育長	事務局長	課長、主幹又は室長
事務局長	課長、主幹又は室長	課長補佐又は当該事項を所管する係長
課長	主幹又は室長	課長補佐又は当該事項を所管する係長
主幹又は室長	課長補佐	当該事項を所管する係長

第11条を第13条とし、第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（主幹又は室長専決事項）

第12条 主幹又は室長を設置する課においては、主幹又は室長は第5条から第10条までの規定にかかわらず、その掌理する事務に係る課長専決事項について、主幹又は室長が専決することができる。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（新しい学校づくり推進課長専決事項）

第7条 新しい学校づくり推進課長は、次の事項を専決することができる。

- （1） 新しい学校づくりに伴う関係機関との協議に関すること。
- （2） 新しい学校づくりのための資料収集及び調査に関すること。
- （3） 学校規模適正化推進会議の運営に関すること。

附 則

この訓令は、訓令の日から施行する。

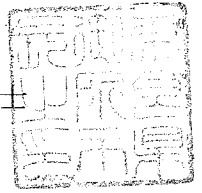


御所市訓令甲第3号

御所市行財政改革推進本部設置規程を次のように定める。

令和7年4月1日

御所市長 山 田 秀 士



御所市行財政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 行財政運営の効率化及び健全化を推進することにより、持続可能な行財政の実現及び行政サービスの向上を図るため、御所市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に係る計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、部長級の職にある者（理事を除く。）、人事課長、デジタル推進課長及び企画政策課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、行革財政課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、訓令の日から施行する。

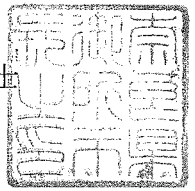


御所市告示第68号

御所市行政改革推進本部設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

御所市長 山田 秀士



御所市行政改革推進本部設置要綱等の一部を改正する告示

(御所市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 御所市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年御所市告示第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画政策課長」を「行革財政課長」に改める。

第6条中「企画政策課」を「行革財政課」に改める。

(御所市行革推進委員会設置要綱の一部改正)

第2条 御所市行革推進委員会設置要綱(平成9年御所市告示第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策課」を「行革財政課」に改める。

(御所市不当要求行為等の対策に関する要綱の一部改正)

第3条 御所市不当要求行為等の対策に関する要綱(平成16年御所市告示第50号)の一部を次のように改正する。

第7条中「地域協働安全課」を「危機管理課」に改める。

(御所中心市街地地区まちづくり総合検討委員会設置要綱の一部改正)

第4条 御所中心市街地地区まちづくり総合検討委員会設置要綱(令和元年御所市告示第69号)の一部を次のように改正する。

別表中「

委員	産業建設部参事
----	---------

」を削る。

(御所市社会福祉法人認可審査会要綱の一部改正)

第5条 御所市社会福祉法人認可審査会要綱(平成26年御所市告示第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、健康福祉部参事」を削る。

(御所市消費者安全確保地域協議会設置要綱の一部改正)

第6条 御所市消費者安全確保地域協議会設置要綱(令和6年御所市告示第48号)の一部を次のように改正する。

別表中「地域協働安全課」を「危機管理課」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。



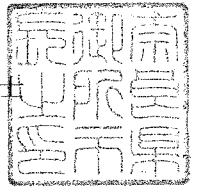
御所市公告第 32 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市斎場植栽管理業務委託
- 2 入札番号 委託第 21 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「①-20 緑地管理」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期間	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年4月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年4月11日 ～ 令和7年4月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年4月21日 午後2時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年4月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年4月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2341

奈良県御所市朝妻 700 番地

御所市役所 環境政策課 斎場（御所市斎場かもきみの杜）

電話（代表）0745-66-1230

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

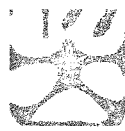
この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



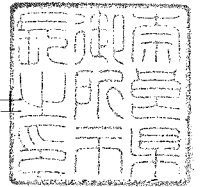
御所市公告第 33 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 令和 7 年国勢調査に伴う調査区要図及び調査員用地図作成業務委託
- 2 入札番号 委託第 22 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日から令和 7 年 7 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者としします。落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「⑨-06 地図・航空写真」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・競争入札参加資格確認申請書（様式 S1・S2）・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加資格確認申請書等（様式 S1・S2）の提出期限	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館 2 階）
競争入札参加資格確認結果の回答	令和7年4月11日 午後5時までに <u>電子メールにより回答。</u>	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD 形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年4月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年4月11日 ～ 令和7年4月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年4月21日 午後2時30分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届（競争入札参加資格確認書で入札参加を認められた者が、入札参加を辞退する場合）	令和7年4月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館 2 階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 第1の6に定める「2回目の入札」を執行する場合は、1回目の入札参加者全員に連絡します。

第5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館2階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 産業建設部 農林商工課

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



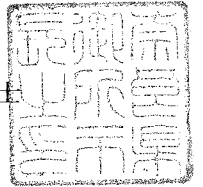
御所市公告第 34 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市営墓地内機械警備業務委託
- 2 入札番号 委託第 23 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「④-02 機械警備」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1）の提出期限	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
一般競争入札参加資格確認結果の回答	令和7年4月11日 午後5時までに 電子メールにより回答。	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に限ります。）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年4月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年4月11日 ～ 令和7年4月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年4月21日 午後2時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（庁舎別館）
辞退届	令和7年4月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市栗阪 293 番地

御所市役所 環境衛生部 環境政策課（御所市クリーンセンター）

電話（代表）0745-66-1087

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



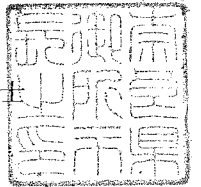
御所市公告第 35 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市内遺跡発掘調査作業補助業務委託（東松本地内）
- 2 入札番号 委託第 24 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 9 月 30 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑨-08 発掘調査」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期間	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年4月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年4月11日 ～ 令和7年4月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年4月21日 午後3時00分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室
辞退届	令和7年4月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年4月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2277

奈良県御所市室 102 番地

御所市教育委員会 文化財課 （御所市文化財事務所）

電話（代表）0745-60-1608

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



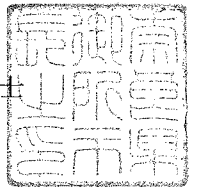
御所市公告第 36 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 4 月 2 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市営墓地管理業務委託
- 2 入札番号 委託第 25 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑤-99 施設運営維持管理（その他）」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1）の提出期限	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
一般競争入札参加資格確認結果の回答	令和7年4月11日 午後5時までに 電子メールにより回答。	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に限ります。）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月11日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年4月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年4月11日 ～ 令和7年4月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年4月21日 午後3時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（庁舎別館）
辞退届	令和7年4月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市栗阪 293 番地

御所市役所 環境衛生部 環境政策課（御所市クリーンセンター）

電話（代表）0745-66-1087

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第37号

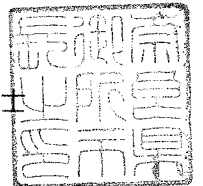
入 札 公 告

設計監理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年4月2日

御所市長 山 田 秀 士



第1 競争入札に付する事項等

- 1 委託名 御所市クリーンセンタースtockヤード増築工事設計監理業務 委託
- 2 委託番号 環業委 第1号
- 3 業務場所 御所市 栗阪 地内
- 4 業務概要 対象名称：御所市ごみ中間処理施設（御所市クリーンセンター）
工事種別：増築工事
建物用途：Stockヤード
建物構造：鉄骨造 平屋建て
最高高さ：6m程度
延床面積：130㎡程度
業務内容：上記建物増築工事に係る基本設計、実施設計及び
工事監理業務（建築確認申請等業務を含む）
- 5 履行期間 契約締結日の翌日（土日・祝日除く）～令和8年3月31日
- 6 予定価格 金 5,676,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 7 入札書基準比較価格 金 5,160,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 8 最低制限基準価格 金 4,686,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。）
- 9 最低制限基準比較価格 金 4,260,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。）
- 10 入札保証金 免除
- 11 契約保証金 御所市契約規則第22条から第24条によります。
- 12 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 13 入札回数 1回
- 14 落札者の決定方法 入札書基準比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
- 15 前払金 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。
- 16 議会の議決 不要

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務委託等入札参加資格を有し、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める条件付一般競争入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所登録を行っていること。
- 2 登録業種第1希望として、『建築設計』に登録している者のうち、奈良県内に本店として登録がある者
- 3 競争入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置すること。
- 4 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・現場説明書等の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
条件付一般競争入札参加表明書 （様式H1）の提出期限	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月10日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （新館2階）
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和7年4月2日 ～ 令和7年4月10日 午前11時まで <u>電子メールに限る。</u>	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年4月14日 <u>電子メールによる。</u>	
入札（郵便による） ※ <u>入札書及び委託費内訳書</u> の提出 ※所在地、名称、委託番号、委託名、委託場所とともに記載をしてください。	令和7年4月11日 ～ 令和7年4月20日 <u>書留郵便に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年4月21日 午後3時55分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室 （別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年4月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書の定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及

び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話（ダイヤルイン）0745-44-3013

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市選挙管理委員会告示第2号

選挙人名簿の定時登録日について

公職選挙法第22条第1項の規定による令和7年度に行う選挙人名簿の定時登録日について、1日が休日にあたる各日について下記のとおり定めたので、公職選挙法施行令第14条第1項の規定により告示する。

令和7年4月4日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

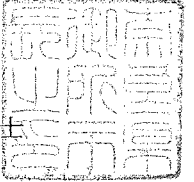
変更前	変更後
令和7年 6月 1日 (日)	令和7年 6月 2日 (月)
令和8年 3月 1日 (日)	令和8年 3月 2日 (月)

公 告

以下の委託業務について、プロポーザル方式により事業者を募集するため、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

御所市長 山田 秀



1 事業概要

(1) 業務名

近鉄御所駅西側複合施設生活維持施設運営事業

(2) 業務場所

御所市 東松本 地内

(3) 業務内容

生活維持施設運営者は、市から、複合施設に設置する生活維持施設（スーパーマーケット）を借地借家法第38条の定期建物賃貸借契約により賃借して、運営を行うものとする。

(4) 事業期間

賃貸借対象床の引渡日から令和33年3月31日まで（約20年）

2 募集内容

別紙 近鉄御所駅西側複合施設生活維持施設運営事業 募集要項及び条件規定書、審査基準、基本協定書案、定期建物賃貸借予約契約書案、様式集のとおりとする。

3 担当・提出先

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3（御所市役所 新館2階）

御所市役所 まちづくり推進課内

近鉄御所駅西側複合施設生活維持施設運営事業者選定審査会

電話：0745-44-3168

Eメール：machi@city.gose.nara.jp

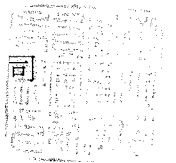


御所市教育委員会告示第6号

御所市教育委員会（令和7年4月定例会）を下記により招集いたします。

令和7年4月10日

御所市教育委員会教育長 春 田 晋 司



1. 招集する日時 令和7年4月17日（木）
 午後4時～
2. 招集する場所 御所市役所
 新館3階会議室B
3. 付議する案件 （1）令和7年度学校訪問について
 （2）その他



住民基本台帳の一部の写しの閲覧について（告示）

住民基本台帳法第 11 条第 1 項の規定に基づき下記の通り閲覧請求があり、閲覧を実施したので、同条第 3 項の規定により公示します。

記

閲覧年月日	機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和 6 年 5 月 9 日	奈良県知事公室国際課	外国人のニーズ把握 「奈良県在住外国人向けアンケート調査」	平成 18 年（2006 年）4 月 1 日まで生まれの男女（日本人住民以外） 120 名

住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき下記の通り閲覧申出があり、閲覧を実施したので、同条第 12 項の規定により公示します。

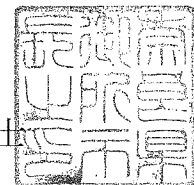
記

閲覧年月日	申出者の氏名（委託元）	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和 6 年 6 月 13 日	中央復建コンサルタンツ株式会社 取締役業務推進本部長 西垣勝俊 （国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所）	「二見地区かわまちづくり」に関するアンケート調査	御所市大字戸毛・大字樋野・大字奉膳・大字古瀬・大字栗阪・大字小殿・大字稲宿・大字東持田・大字鳥井戸・大字五百家・大字新田・大字重阪・大字船路・大字室・大字西寺田・大字豊田・大字名柄・大字東名柄・大字多田・大字下茶屋・大字佐田・大字井戸・大字増・大字関屋・大字南郷・大字林・大字北窪・大字西北窪・大字朝妻・大字僧堂・大字鴨神・大字東佐味・大字西佐味 の住所の 平成 18 年 6 月 1 日まで生まれ（満 18 歳以上）の男女 87 名
令和 6 年 9 月 25 日	株式会社エム・アールビジネス 代表取締役 櫛谷忠則 （奈良県地域創造部 こども・女性局 こども・女性課 少子化対策係）	アンケート調査票「奈良県こども・若者実態調査」	御所市御所（町域なし）・大字元町・葛城台団地・大字柏原の住所の 平成 18 年 9 月 2 日から平成 23 年 9 月 1 日まで生まれ（満 13 歳以上 17 歳以下）の男女 20 名

御所市告示第 83 号

令和 7 年 4 月 17 日

御所市長 山田 秀士





御所市規則第19号

御所市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月17日

御所市長 山 田 秀 士



御所市公印規則の一部を改正する規則

御所市公印規則（平成23年御所市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表31の項用途の欄中「請求」の次に「、市営墓地の使用許可」を加える。

附 則

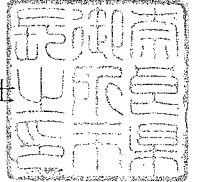
この規則は、令和7年5月7日から施行する。

公告

以下の業務について、プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年4月23日

御所市長 山田 秀士



1. 業務概要

(1) 業務名

御所市改良住宅活用検討業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務場所

御所市内全域

(3) 業務の内容

別紙「御所市改良住宅活用検討業務仕様書」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年1月30日まで

(5) 本業務による提案見積限度額

2, 486, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は契約時の予定金額ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

2. 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第95号)による入札参加資格停止期間中の措置を受けていないこと。
- (3) 御所市建設工事等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱(平成24年告示第108号)第2条に定める「令和6・7年度御所市測量・建設コンサルタント業務競争入札等参加資格者名簿」の業種区分「建設コンサルタント業務」の営業種目「都市計画及び地方計画」に登録されていること。
- (4) 令和2年度以降に改良住宅等に関する施策の方針、計画及び構想などの策定業務を元請けとして履行した実績(公告日において完了済み)を有していること。
- (5) ISMS(ISO/IEC27001)またはプライバシーマークの認証を取得しており、それを証明できること。
- (6) 本業務を統括する管理技術者には、技術士:総合技術監理部門(「建設一都市及び地方計画」)又は建設部門(「都市及び地方計画」)の資格を保有するものを配置すること。
- (7) 本業務の照査技術者には、技術士:総合技術監理部門(「建設一都市及び地方計画」)又は建設部門(「都市及び地方計画」)の資格を保有するものを配置すること。

- (8) 本事業を行う期間中、管理技術者(1名)、担当技術者(1名以上)及び照査技術者(1名)を配置すること。但し、各技術者の兼任は不可。また、配置される技術者は直接的な雇用関係にあること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (11) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、これに加入していること。
- (12) 公告の日において、営業を開始してから1事業年度(12か月)以上を経過していること。

3. 選定方法

本事業にかかる事業者の選定は、本市職員で構成する「御所市改良住宅活用検討業務プロポーザル審査委員会」において、参加表明書ほか提出書類をもとに一次審査を行い、企画提案者を決定する。その後、企画提案書ほか提出書類及びヒアリングの内容をもって最終審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

4. 実施要項等の配布

- (1) 実施要項及び仕様書の配布方法

御所市ホームページよりダウンロード

- (2) 配布期間

令和7年4月23日(水)から令和7年5月20日(火)まで

5. 今後のスケジュール(予定)

公告日	令和7年4月23日(水)
質問書の提出期間	令和7年4月28日(月)午後1時まで
質問書の回答	令和7年5月 1日(木)
参加表明書提出締切	令和7年5月 9日(金)午後5時まで
一次審査・通知	令和7年5月14日(水)
企画提案書等の提出期間	令和7年5月14日(水)～5月20日(火)午後5時まで
企画提案等へのヒアリング	令和7年5月23日(金)予定
選定結果通知	令和7年5月27日(火)予定

※上記スケジュールは予定であり、変更となる可能性がある。

6. 担当する部局の名称

〒639-2298 御所市1番地の3(新館2階)

御所市産業建設部 住宅課内

御所市改良住宅活用検討業務プロポーザル審査委員会

電 話 0745-62-3001(内線 562)

FAX 0745-62-5425

E-mail jutaku@city.gose.nara.jp

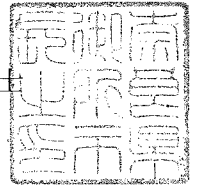


御所市公告第 40 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第17条に基づき、
別紙のとおり公表いたします。

令和 7 年 4 月 23 日

御所市長 山 田 秀 士



公 表 開 札 録

令和 7 年 4 月 21 日 入札執行

- 1 工事（委託）名 地域交流センター小林棟浄化槽等改修工事設計業務 委託
- 2 工事（委託）番号 企政委 第 1 号
- 3 工事（委託）場所 御所市 小林 地内
- 4 入札の種類 郵便による指名競争入札
- 5 設計価格 1,056,000 円（消費税込み）
- 6 予定価格 1,056,000 円（消費税込み）
- 7 入札書比較価格 960,000 円（消費税抜き）
- 8 最低制限基準価格 858,000 円（消費税込み）
- 9 最低制限基準比較価格 780,000 円（消費税抜き）
- 10 落札（候補）の有無 有
- 11 落札（候補）金額及び 落札（候補）者名 辰巳建築設計事務所 落札率
辰巳 宗士 ※くじ引きにより決定 81.25%

12 入札金額及び入札者名

入 札 金 額 （税抜き）	入札者商号	入札者名
¥780,000 円	的場総合設計	的場 清
¥780,000 円	（有）坪岡建築事務所	坪岡 秀明
辞退 円	㈱たかの建築事務所	鷹野 仁士
辞退 円	ビル・エイド㈱	森田 恵介
¥960,000 円	（有）創和建築事務所	西川 善浩
¥780,000 円	辰巳建築設計事務所	辰巳 宗士
¥850,000 円	㈱礎建築事務所	南 明
¥780,000 円	㈱岩岸設計	岩岸 雅浩
辞退 円	（有）樫本設計	山本 晋也
辞退 円	㈱中和設計	中谷 淳一
辞退 円	㈱内野設計	内野 正
辞退 円	㈱アルト舎	中 利住
辞退 円	㈱都市企画設計コンサルタント	前川 浩二
¥780,000 円	㈱和光設計	永友 光
辞退 円	㈱村井設計	村井 利光
辞退 円	㈱福井建築設計事務所	福井 弘司
¥780,000 円	㈱朝日不動産一級建築士事務所 サンライズデザイン	前田 徹

公 表 開 札 録

令和 7 年 4 月 21 日 入札執行

- | | | | | | |
|----|------------------------|------------------------------|------------|----|---------------|
| 1 | 工事（委託）名 | 御所市クリーンセンターストックヤード増築工事設計監理業務 | | | 委託 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 環業委 | 第 | 1 | 号 |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 栗阪 | 地内 | |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） | | | |
| 5 | 設計価格 | 5,676,000 円（消費税込み） | | | |
| 6 | 予定価格 | 5,676,000 円（消費税込み） | | | |
| 7 | 入札書比較価格 | 5,160,000 円（消費税抜き） | | | |
| 8 | 最低制限基準価格 | 4,686,000 円（消費税込み） | | | |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 4,260,000 円（消費税抜き） | | | |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | | | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 4,260,000 円（消費税抜き）
的場総合設計 | | | |
| | | 的場 清 | ※くじ引きにより決定 | | 落札率
82.55% |
| 12 | 入札金額及び入札者名 | 確認（落札決定）日 令和7年4月23日 | | | |

[illegible]

- 12 入札金額及び入札者名

[illegible]



御所市告示第84号

御所市出産・子育て応援交付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月24日

御所市長 山田 秀士



御所市出産・子育て応援交付金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

御所市出産・子育て応援交付金支給事業実施要綱（令和5年御所市告示第28号）の一部を次のように改正する。

題名中「出産・子育て応援交付金」を「妊婦支援給付金」に改める。

第1条中「、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき」を削り、「出産応援交付金及び子育て応援交付金」を「妊婦支援給付金」に、「御所市補助金交付規則（平成13年御所市規則第25号）」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）」に改める。

第2条第1号中「出産応援交付金」を「妊婦支援給付金（1回目）」に、「妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）に対し、国要綱に基づき」を「法第10条の9第1項に規定する認定（以下「給付認定」という。）を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）に対し」に、「交付金」を「給付金」に改め、同条第2号中「子育て応援交付金」を「妊婦支援給付金（2回目）」に、「本市に住所を有する児童を養育する者に対し、国要綱に基づき」を「法第10条の13第1項に規定する届出を行った妊婦給付認定者に対し」に、「交付金」を「給付金」に改める。

第3条を次のように改める。

（妊婦支援給付金の支給対象者）

第3条 妊婦支援給付金の支給の対象となる者は、本市において給付認定を受けた者とする。

第4条を削る。

第5条（見出しを含む。）中「出産応援交付金の支給」を「妊婦支援給付金（1回目）の支給」に改め、同条第1項中「者（以下「出産応援交付金申請者」という。）のうち第3条第1号に該当する者は、妊娠の届出をし、伴走型相談支援に基づく面談等を受けた後」を「者は」に、「御所市出産応援交付金申請書兼請求書」を「御所市妊婦給付認

定申請書」に改め、「より」の次に「給付認定及び支給の」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項から同条第4項までを削り、同条を第4条とする。

第6条及び第7条を削る。

第8条（見出しを含む。）中「子育て応援交付金の支給」を「妊婦支援給付金（2回目）の支給」に改め、同条第1項中「者（以下「子育て応援交付金申請者」という。）のうち第6条第1項第1号に該当する者は、市が行う新生児及び産婦訪問等を受けた後」を「者は」に、「御所市子育て応援交付金申請書兼請求書（様式第3号）」を「御所市胎児の数の届出書（様式第2号）」に、「より申請」を「より届出」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、本市において給付認定を受けていない者は、前条の規定による申請を同時に行うものとする。

第8条中第2項から第5項までを削り、同条を第5条とする。

第9条第1項中「第5条第1項及び第3項並びに第8条第1項及び第4項」を「第4条」に改め、「よる申請」の次に「又は前条の規定による届出」を、「速やかに」の次に「認定及び」を加え、「出産応援交付金及び子育て応援交付金（以下「交付金」という。）を指定された口座へ振り込むものとする」を「御所市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（様式第3号）、御所市妊婦支援給付金支払通知書（様式第4号）又は御所市妊婦給付認定申請却下通知書（様式第5号）により通知するものとする」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び同条第3項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（給付認定の取消し）

第7条 市長は、法第10条の10の規定により給付認定を取り消すときは、御所市妊婦給付認定取消通知書（様式第6号）により妊婦給付認定者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、妊婦給付認定者が市外に転出したときは、同項の規定による通知を省略することができるものとする。

第10条及び第11条を削り、第12条を第8条とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

御所市妊婦給付認定申請書

（宛先）御所市長

御所市
受付印

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

		申請日		年	月	日
ふりがな		生年月日		年	月	日
氏名		電話番号				
現住所	〒					
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)					
妊娠届出日	年	月	日	妊娠月数	か月	
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)					

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

裏面あり

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市町村： ）

☐ 希望しません。

4. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所								
口座種別	口座番号（右詰で記入）							口座名義（カタカナ）		
1 普通 ・ 2 当座										

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に御所市外に転出した場合には御所市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日 年 月 日

金融機関名				本・支店名				金融機関コード				支店コード			
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協				本・支店 本・支所 出張所											
口座種別		口座番号(右詰で記入)						口座名義(カタカナ)							
1 普通 ・ 2 当座															

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

御所市長

印

御所市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

（留意事項）

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に御所市外に転出した場合には、転出日をもって御所市の妊婦支援給付認定は取り消されます（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取り消されます）。

また、取消しにより御所市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転出先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

（教示）

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第 3 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

御所市長

印

御所市妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

御所市長

印

御所市妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第6号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

御所市長

印

御所市妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取り消しましたので通知します。

記

1. 取消しの日 年 月 日

2. 取消しの理由

この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の御所市妊婦支援給付金支給事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和7年4月1日以後に出産若しくは死産、流産又は人工妊娠中絶（以下「出産等」という。）した妊婦について適用し、同日前に出産等した妊婦については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の御所市出産・子育て応援交付金支給事業実施要綱の規定による出産応援交付金の支給を受けた者は、新要綱の規定による妊婦支援給付金（1回目）の支給を受けたものとみなす。



御市農委告示第4号

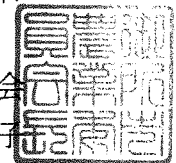
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

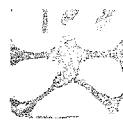
記

- 1 招集日時
令和7年5月9日（金）
午後1時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和7年4月28日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子



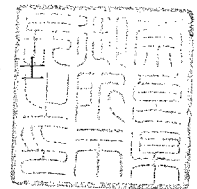


御所市告示第 85 号

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

令和 7 年 4 月 30 日

御 所 市 長 山 田 秀 士



特定生産緑地指定の解除

特定生産緑地番号	位置	面積（㎡）	解除図番号
110	御所市大字三室 158 番	618.00	NO. 2
110	御所市大字三室 160 番	466.00	NO. 2
111	御所市大字三室 159 番	26.00	NO. 2

※区域は特定生産緑地解除図の通り

特定生産緑地解除図 NO. 2



既指定区域



解除区域

